

利用料等無償化の範囲

令和元年10月以降の新制度			
	3~5歳児	0~2歳児	
第1子	所得制限なし 年収約270万円 (住民税非課税世帯)	所得制限 年収約360万円	国
第2子	所得制限なし	所得制限 年収約360万円	県・市町村
第3子以降	所得制限なし	所得制限なし	市町村

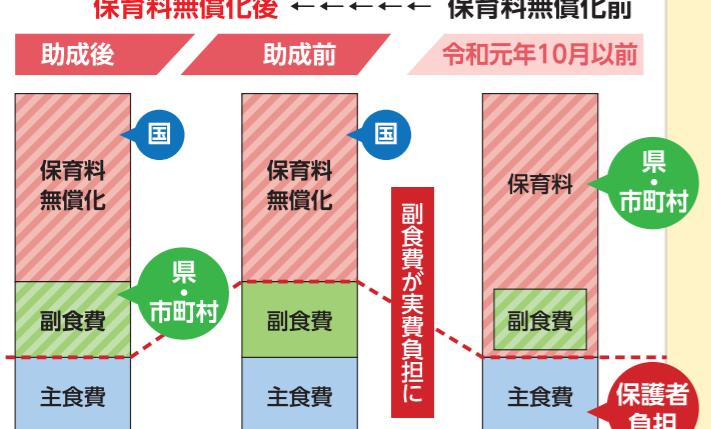
対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター、病院内保育所、企業内保育所、認可外保育所

市町村によって実施状況は異なります。

詳しくは、お住まいの市町村子育て支援担当課にお問い合わせください。

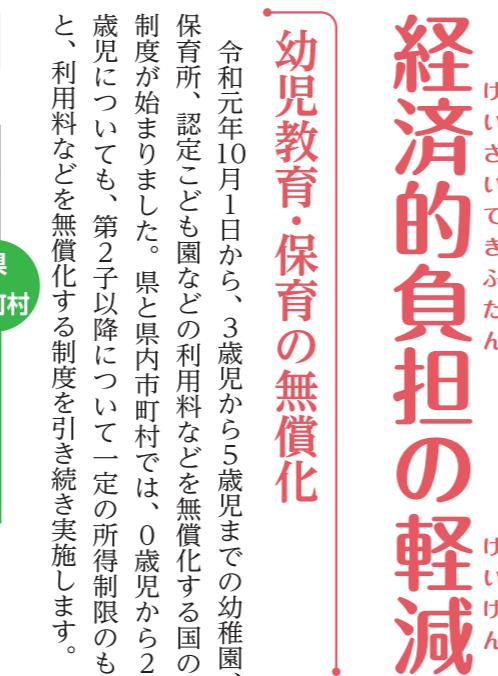
保護者負担額の例

第3子以降の園児で以前から保育料が全額助成されていた場合



支給を受けることができる人

- (1) 和歌山県内に住民登録を有する児童手当等の受給者であること(施設等受給資格者は除きます。)※1
 - (2) 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと
 - (3) 生活保護法による保護を受けていること
 - (4) 乳児を保育所などに入所させていないこと
 - (5) 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと
- ※1 周囲手当等の受給者が乳児と同居していない場合は、同居している養育者が対象となります。
- ※2 配偶者についても(2)および(5)の要件を満たす必要があります。
- 年度内の申請が必要です。詳しくは、お住まいの市町村子育て支援担当課にお問い合わせください。



経済的負担の軽減

副食費の助成

国の制度ではこれまで保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外となります。県と県内市町村では、これまで「紀州つ子いっぱいサポート」で保育料を無償化していた対象世帯に新たな負担が発生しないよう、副食費の支援を継続するとともに、公平性の観点から幼稚園の副食費についても新たに助成の対象とします。

令和元年10月1日から、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料などを無償化する国の制度が始まりました。県と県内市町村では、0歳児から2歳児についても、第2子以降について一定の所得制限のもと、利用料などを無償化する制度を引き続き実施します。

支給額 一人当たり 月額1万5,000円
所得制限 第2子 所得制限(年収約360万円)
第3子以降 所得制限なし

さらに上乗せを行っている市町村もあります。

経済的支援の対象を、在宅で育児をしている世帯にも拡大し、子育ての選択肢を広げるため、0歳児(生後2ヶ月を超えてから1歳になるまで)を対象とした支援制度を実施しています。(令和元年度は、平成30年4月1日から令和元年12月31日までに生まれた子供が対象です。)

次の要件をすべて満たしていること

(1) 和歌山県内に住民登録を有する児童手当等の受給者であること(施設等受給資格者は除きます。)※1

(2) 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと

(3) 生活保護法による保護を受けていること

(4) 乳児を保育所などに入所させていないこと

(5) 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

※1 周囲手当等の受給者が乳児と同居していない場合は、同居している養育者が対象となります。

※2 配偶者についても(2)および(5)の要件を満たす必要があります。

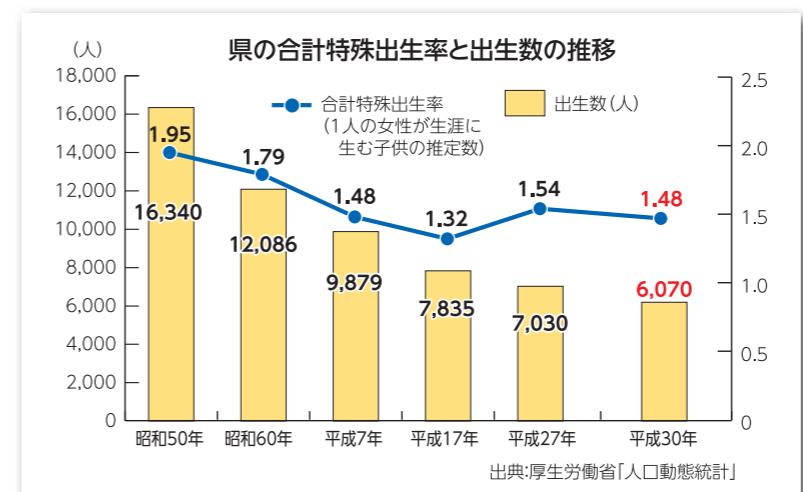
年度内の申請が必要です。詳しくは、お住まいの市町村子育て支援担当課にお問い合わせください。

在宅育児支援



県政最前線

未来を託す 子ども 子供を育てる



少子化をくい止めるためには、子育てにかかる経済的負担の軽減や、子育て世代が相談・交流できる場の充実など、誰もが子育てをやすい環境の整備が重要です。結婚・出産・子育てを希望する全ての方が、安心して子供を生み育てることができるよう、引き続き子育て支援を進めていきます。

近年、全国的に人口減少が深刻な問題となつておらず、平成30年人口動態統計(概数)によると、全国で生まれた子供の数(出生数)は91万8,397人で、これまで最小だった前年を2万7,663人も下回りました。県の出生数は6,070人と年々減少しており、合計特殊出生率は1.48で全国値(1.42)を上回っていますが、人口維持に必要とされる2.07には届いていない状況です。

こうした状況の中、県では2060年に入口70万人を確保することを目標として、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

問 県庁子ども未来課 073-441-2492